

新「テロ」対策特別措置法再延長案の 強行再可決に抗議する声明

与党は、本日、参議院で否決された新「テロ」対策特別措置法（テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法）改正案を、憲法の3分の2条項（憲法59条2項）を使って衆議院で再可決し、成立させた。これにより同法は、本年1月に続いて、再可決により延長されたことになる。

新「テロ」特措法が定める自衛隊の海上支援活動は、アフガニスタンで報復戦争をすすめるアメリカ軍を支援するため、インド洋において海上自衛隊が米艦船に燃料等を補給するとするものであり、憲法9条の禁止する武力行使にあたるものである。また、同法は自衛隊の活動に対する国会の承認を不要とする点で文民統制の原則にも反している。

新「テロ」特措法は、2001年10月に成立した「テロ」特措法を改定したものである。「テロ」特措法の成立以来、政府は国連憲章に違反するアメリカのアフガニスタンに対する報復戦争を支援してきたが、戦争はますます泥沼化し、市民の犠牲は増える一方である。死者の多くは米軍の空爆によるものであって、自衛隊が米軍を支援することは、市民の犠牲を増やすことに手を貸していることにほかならない。アフガニスタン政府はタリバンとの平和的解決を模索しており、日本が進むべき道は、平和的解決を支援することである。新「テロ」特措法の再延長は、これに真っ向から反するものである。

この間、田母神元航空自衛隊幕僚長が、憲法の平和原則と日本が侵略戦争を行ったことを否定する論文を懸賞論文として応募し、自衛隊内で同様の教育を行っていたことが大きな社会的批判をあびている。今求められていることは、自衛隊における反憲法教育を是正させ、すべての海外派兵をやめさせることである。

自由法曹団は、憲法違反の法律が、民意を問うことなく2度にわたり衆院において再可決、延長されたことに対し、強く抗議する。自由法曹団は、新「テロ」特措法の廃止を求めるとともに、全ての自衛隊がアフガニスタンから直ちに撤退することを強く求めるものである。

以上

2008年12月12日

自由法曹団
団長 松井 繁 明